



食料産業レター

食・食を生み出す農山漁村の資源や環境に携わる方のために

2012年 7月第 6 号

発行日 7 月 30 日

発行者 農林水産省
食料産業局

「食料産業レター」は、食料産業行政が目指す方向性や、具体的な施策、新たなビジネスの種等に関する情報を継続的に提供していきます。同時に、皆様からも、「食料産業レター」の内容や食料産業行政へのご意見を頂戴しながら、双方向での情報交換ができるツールとして育てていきたいと考えております。

目 次

	ページ
1. 食料品アクセス問題について	
(1) 食料品アクセス問題ポータルサイトの開設	1
(2) 食料品アクセス問題に関する市町村アンケート調査結果	2
2. 再生可能エネルギーの固定価格買取制度について	
(1) 買取価格・期間	3
(2) 既存施設の扱い	4
(3) 農山漁村における再生可能エネルギー発電の促進	5
3. 「節電アクション2012夏～食品～」の取り組みについて	5
4. 地方だより「小水力発電を活用した地域活性化の取組」～東海農政局～	6
5. 幹部のつぶやき「食品産業の「技」を活かす」～池淵 雅和食品小売サービス課長～	7
6. 報告「6次産業化フェスティバル」を開催しました	8
7. お知らせ「子ども霞が関見学デー」の開催について	9
「6次産業化支援策活用ガイド」の発行について	9
8. 読者の皆様からの声	10

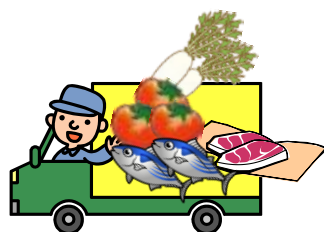
1. 食料品アクセス問題について

(1) 食料品アクセス問題ポータルサイトの開設

近年、飲食料品店の減少、大型商業施設の郊外化等に伴い、過疎地域のみならず都市部においても、高齢者を中心に食料品の購入等に不便や苦勞を感じる消費者が増えてきており「食料品アクセス問題」として社会的課題になっています。

この問題の解決には、地方公共団体、民間事業者や地域住民のネットワーク等による継続的な取組が重要です。加えて、食料の安定的な供給や、高齢者の健康と栄養問題、地域公共交通の脆弱化等の観点から、地方公共団体等だけでなく、国でも関係府省が連携して取り組んでいくことが必要です。

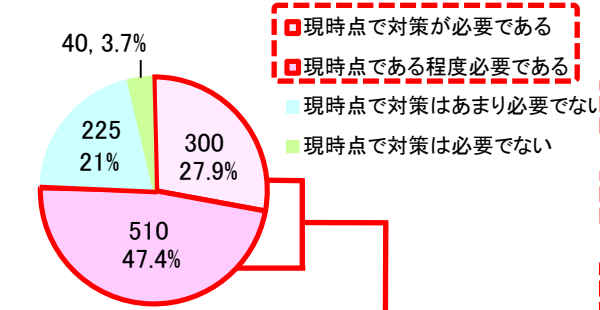
このため、農林水産省では、この問題に取り組む地方公共団体や民間事業者等に向けて「食料品アクセス問題ポータルサイト」を開設し、農林水産省を始め、関係府省・団体の施策や取組等について積極的に情報提供することとしました。



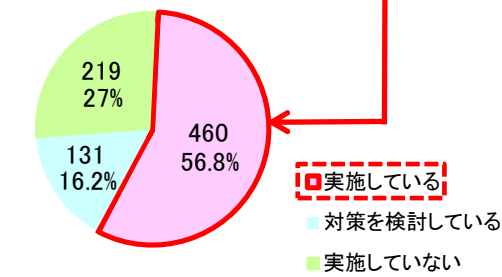
(2)食料品アクセス問題に関する市町村アンケート調査結果

全国の1,742市町村を対象にしたアンケート調査（昨年11月実施、回収率61.7%）では、75%の810市町村では、何らかの対策を必要としており、このうち既に対策を講じている市町村は57%で、27%の市町村は実施も検討も行われていません。対策を必要とする背景として、住民の高齢化(96.5%)、地元小売業の廃業(72.8%)、中心市街地の衰退(50.1%)、単身世帯の増加(42.8%)などが挙げられています。

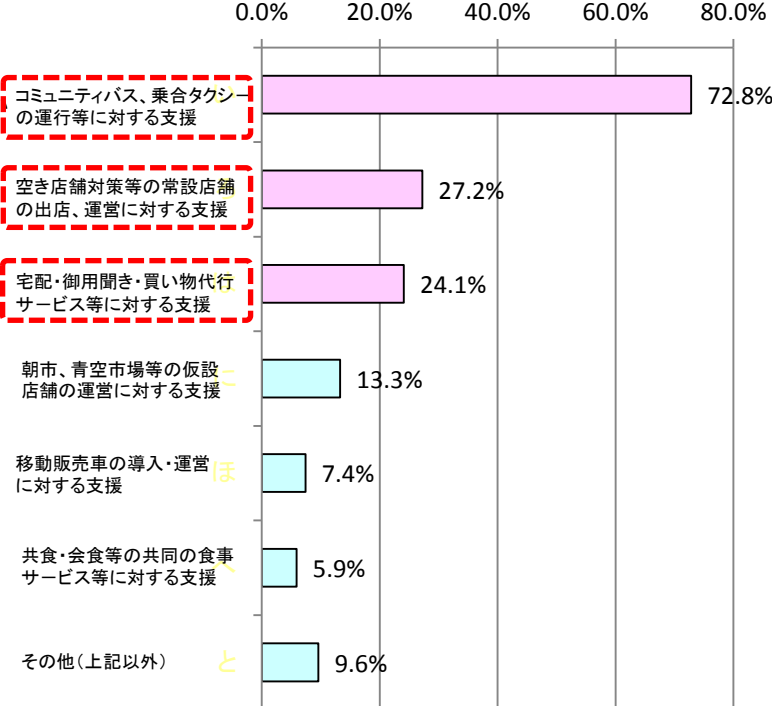
現時点での対策の必要性について(n=1,075)



現時点での対策の実施状況(n=810)



対策の実施内容について(n=460)



複数回答が含まれる

対策が実施されている460市町村では、コミュニティバス・乗合タクシーの運行等に対する支援(72.8%)を始め、空き店舗対策等の常設店舗の出店(27.2%)、宅配・御用聞き・買い物代行サービス等に対する支援(24.1%)などが行われています。

また、対策を必要としている810市町村の一部(67.0%)では民間事業者が参入しており、都市規模が大きくなるほど参入割合は高く、宅配・御用聞き・買い物代行サービス等(71.0%)や、移動販売車の導入・運営(43.5%)などが行われています。

【食料品アクセス問題ポータルサイト】

⇒ http://www.maff.go.jp/j/shokusan/eat/syoku_akusesu.html

【お問い合わせ】

農林水産省食料産業局食品小売サービス課 電話:03-3502-5741

2. 再生可能エネルギーの固定価格買取制度について

平成24年7月1日から「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」がスタートしました。この制度は、再生可能エネルギーが私たちの暮らしを支えるエネルギーの柱のひとつになるよう育てるための制度です。

具体的には、再生可能エネルギー（太陽光、風力、水力、地熱、バイオマス）により発電された電気を、国が定める価格で一定期間、電気事業者が買取ることを義務付けるもので、本制度を契機として、これまで発電コストが高いなど経済的な面から導入が進まなかった再生可能エネルギー発電の大幅な導入が期待されます。

(1) 買取価格・期間

平成24年度（2012年7月1日～2013年3月末）の買取価格・期間については、再生可能エネルギー発電事業者の要望等も踏まえ、以下の表のとおり決定しました。

買取価格・期間は基本的には年度ごとに見直しを行うこととしておりますが、発電設備の認定を受けた方が、一度、適用された買取価格・期間は、将来的にも「固定」されることとなっております。

調達区分・調達価格・調達期間について



太陽光	10kW以上	10kW未満	10kW未満 (ダブル発電)
調達価格	42円	42円	34円
調達期間	20年間	10年間	10年間



風力	20kW以上	20kW未満
調達価格	23.1円	57.75円
調達期間	20年間	20年間



水力	1,000kW以上 30,000kW未満	200kW以上 1,000kW未満	200kW未満
調達価格	25.2円	30.45円	35.7円
調達期間	20年間	20年間	20年間



地熱	15,000kW以上	15,000kW未満
調達価格	27.3円	42円
調達期間	15年間	15年間



バイオマス	メタン発酵 ガス化発電	未利用木材 燃焼発電 (※1)	一般木材等 燃焼発電 (※2)	廃棄物 (木質以外) 燃焼発電 (※3)	リサイクル 木材燃焼発電 (※4)
調達価格	40.95円	33.6円	25.2円	17.85円	13.65円
調達期間	20年間	20年間	20年間	20年間	20年間

(※1) 間伐材や主伐材であって、未利用であることが確認できたものに由来するバイオマスを燃焼させる発電
(※2) 未利用木材及びリサイクル木材以外の木材（製材端材や輸入木材）並びにパーム椰子殻、稲わら・もみ殻に由来するバイオマスを燃焼させる発電
(※3) 一般廃棄物、下水汚泥、食品廃棄物、RDF、RPF、黒液等の廃棄物由来のバイオマスを燃焼させる発電
(※4) 建設廃材に由来するバイオマスを燃焼させる発電

※本表は税込で表記をしていますが、告示上は「税抜き価格＋税」という形で規定されています。
※制度開始時における既存設備については、本表によらず、個別の設備の状況に応じて、買取価格・買取期間が決まります。

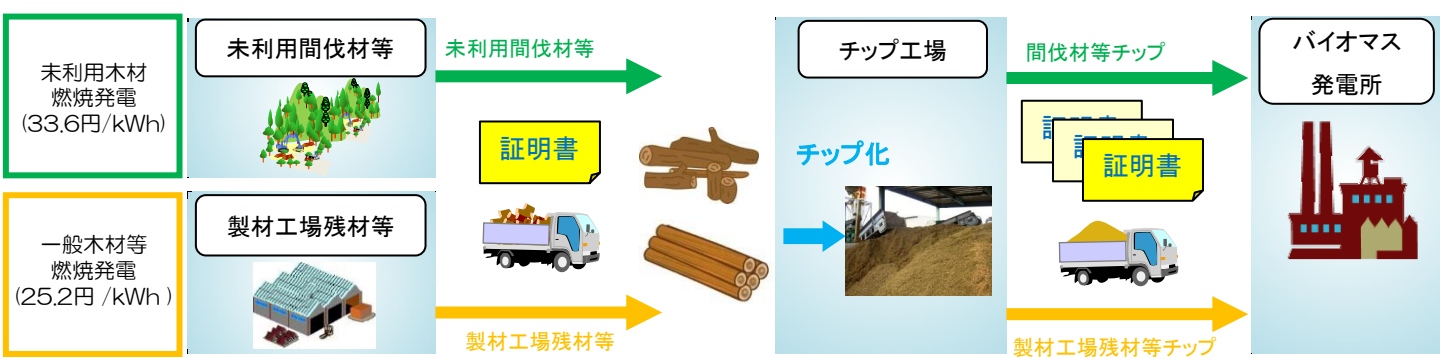
木質バイオマスによるバイオマス発電に係る注意点

「バイオマス発電」は、発電に用いるバイオマスごとに買取価格が設定され、特に、木質バイオマスについては、「未利用木材燃焼発電（33.6円 /kWh）」、「一般木材等燃焼発電（25.2円 /kWh）」、「リサイクル木材燃焼発電（13.65円 /kWh）」の3つに分類されました。そのため、木質バイオマスを燃料とする発電施設は、使用する木質バイオマスの適切な識別・証明を行う必要があります。

このことを踏まえ、林野庁において、木質バイオマスの由来を証明する際に留意すべき事項等を定めた「発電利用に供する木質バイオマスの証明のガイドライン」（2012年6月18日）を策定しました。

⇒ http://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/biomass/hatudenriyou_guideline.html

※ 当該ガイドラインに準拠して分別管理が行われたことが確認されない木質バイオマスによる発電は、「リサイクル木材燃焼発電」の買取価格である13.65円/kWhが適用されることになります。



(2) 既存施設の扱い

再生可能エネルギー導入拡大のため、固定価格買取制度の開始前から発電を実施している「既存施設」についても本制度の下で買取対象となりました。ただし、新規参入者との公平性に配慮する観点から、以下の条件の下での買取りとなります。

条件①
買取期間は、新規参入者に適用される買取期間から、既に運転をしている期間を除いた「残余の期間」とする。

条件②
買取価格は、新規参入者の場合と同一の価格区分を適用する。ただし、特定の補助金※を受給した施設は、補助金分を減額。

例：5年前に運転を始めたバイオマス発電施設の買取期間

新規参入者の買取期間	既に運転している期間	残余の期間＝既存施設の買取期間
20年	－ 5年	＝ 15年

※固定価格買取制度の導入を契機として廃止された補助金である
「地域新エネルギー等導入促進対策費補助金」
「新エネルギー等事業者支援対策費補助金」
「新エネルギー事業者支援対策費補助金」
「中小水力・地熱開発費補助金」

なお、既存施設が本制度の対象となるためには、本年11月1日までに諸手続を完了する必要がありますので、お気をつけください。
(申請・相談は各地方経済産業局で受け付けています)

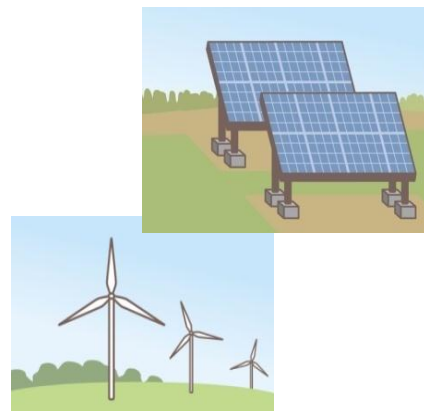
(3) 農山漁村における再生可能エネルギー発電の促進

農山漁村には土地、水、バイオマスといった地域資源が豊富に存在します。これらの資源を再生可能エネルギー発電に活用することは、地域の活性化の観点からも重要な取り組みであると考えています。

一方で、これらの資源が存在する農山漁村には、農林地や漁港、その周辺水域など、食料供給や国土保全、地域社会の維持・発展に重要な役割を果たしているエリアが存在しており、これらの重要な機能を損なわずに、円滑に再生可能エネルギー発電施設を導入していくには、適切な土地利用調整を行うことが欠かせません。

そのため、農林水産省では、今国会に、農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電を促進するための「農山漁村再生可能エネルギー法案」を提出しています（法案の詳細は、「食料産業レター 第5号」をご覧ください）。

農林水産省は、固定価格買取制度と本法案を車の両輪として、農山漁村における再生可能エネルギー導入を積極的に推進します。



3. 「節電アクション2012夏～食品～」の取り組みについて

7月2日から9月28日の平日は、全国（沖縄を除く）で節電が要請されています。

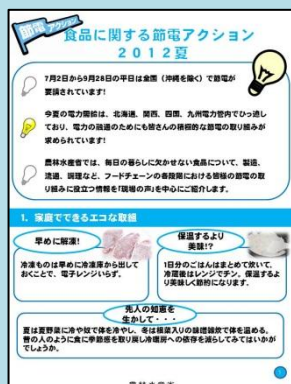
今夏の電力需給は、北海道、関西、四国、九州電力管内でひっ迫しており、電力の融通のためにも皆さんの積極的な節電の取り組みが求められています。

農林水産省では、毎日の暮らしに欠かせない食品について、製造、流通、調理など、フードチェーンの各段階における皆様の節電の取り組みにお役に立つような情報を「現場の声」を中心に、ホームページで紹介しております。

節電アクション2012夏～食品～

【主な掲載内容】

1. 家庭でできるエコな取組！ ～消費者の声から～
～チーフエコ・クッキングナビゲーター 三神先生に聞きました～
2. 食品事業者ができるエコな取組！
(1) 本社・事務所で「トライ！！」
(2) 現場で「トライ！！」
(3) 設備の導入で「トライ！！」



「節電アクション2012夏～食品～」の詳細は、下記URLをご参照下さい。

⇒<http://www.maff.go.jp/j/shokusan/kikaku/denryoku.html>